

第 5 回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成 27 年 6 月 25 日（木）10 時 00 分～10 時 55 分

場所 電力広域的運営推進機関 神保町ビル 2 階 201～203 会議室

<決定事項、宿題事項など>（★は宿題事項）

- ・現小売は需要家に複数番号通知する場合、廃止取次ではどの番号で申し込まれても本人確認できるよう対応する
- ・平成 28 年 3 月運用開始時の負荷分散について、次回以降案を提示する（事務局）★

<議事概要>

1. 前回議事録の確認（資料 1）

前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。

2. 検討課題／スケジュール（資料 2, 3）

■「開催スケジュール」について

事務局より今後の予定を説明。特に質疑等はなし。

■「スイッチング支援に関するルール検討スケジュール（案）」

事務局より説明。特に質疑等はなし。

3. 廃止取次本人確認における【現小売の契約番号】について（資料 4）

事務局より廃止取次本人確認における【現小売の契約番号】について説明。

・現小売は、自身が需要家に対し通知した契約番号が巡り巡って廃止取次申込の際、新小売から伝えられる。契約番号が何に紐づいているかは重要でなく、現小売が該当する需要家本人であることを確認できるものであればよい。

・現小売が需要家に対し複数番号を通知している場合、どの番号を用いて廃止取次の申込がなされても本人確認できるよう対応すること。

■ 質疑等

・以前よりご要望を頂いていたが、供給地点特定番号以外のお客様番号が複数あると、新小売が廃止取次を行う際にどの番号を現小売に伝えるべきか迷ってしまうこと、また、どの番号を新小売から現小売に伝えたとしても、現小売から廃止取次否で返答されることの無いようにしてほしいということと認識。複数の番号を振ると、現小売が本人確認の際に困ることになるのではないかと理解している。1 つなのか複数なのかは、小売電気事業者ごとの管理方法によるため、統一は困難と思われるが、複数の番号があったとしても、いずれかの番号を現小売に伝えた際に、廃止取次否で返答されることのないようにする必要があると考える。

・廃止取次に当たっては、スイッチング支援システムへの登録上、供給地点特定番号の入力が必要であり、供給地点は特定された状態で申込みがなされる。同一供給地点における別契約（電灯以外の動力等）は判別可能であるのかとのご意見があったが、それぞれ別の供給地点特定番号が振られているため、当該供給地点において契約ごとに判断可能である。廃止取次が登録された供給地点、契約について、現小売として名前、住所および需要家に通知している契約番号の一致が確認できれば、本人確認 OK として返答すればよいと考える。

・複数番号を提示したがゆえに、廃止取次ができないという状況にならないようにする。

⇒検討をお願いしていた（複数番号ある場合について）件は今のお話の通りでお願いしたい。

・現状メータの検針票がポストに入っているが、来年の 4 月以降は引き続き送配電事業者が検針について、検針票を残

すことはあるのか。もしあるのならば、その検針票に小売電気事業者が知り得ない番号、例えば計量器番号等が書かれていた場合、その番号を廃止取次に使うというケースが起こらないか。

→小売電気事業者が需要家との契約に基づき通知することとなる。

4. その他連絡事項

■事務局より「30分電力量提供に係るシステム検討」報告書について説明。

・広域機関設立準備組合のころに発足した検討部会であり、昨年10月から小売電気事業者と一般送配電事業者間で必要となる情報の連携方法に関する通信規格の制定に向けて活動していた。広域機関としても、昨年正式に情報連携に係るBP標準を制定したところ。

・検討部会の中で、30分電力量提供に関して、送配電事業者から30分電力量が60分以内に提供可能なシステムかどうか検証した方がよいのでは、とのご意見があり有識者の先生と2月3月に確認を進めていた。

・システム面、セキュリティ面に主眼を置いて確認を進め、今回検討結果がまとまり6/25の制度設計WGにてご報告するのでご紹介する。

・検討範囲は、「平成28年4月において確実に30分電力量が60分以内で情報連携が可能であるか」「将来の機器性能向上等により、さらなる高速化に対応できる拡張性のある設計か」「社会全体の費用負担を抑制する観点からむやみにコストがかかっていないか」の3点。

・平成28年4月の運用開始に向けて、妥当な施策と評価。ただし、今後データ量が大幅に増大するため、ネットワーク品質向上への配慮が必要、今後必要となる実装コストがむやみに過大にならないよう引き続き確認をすることが望ましいとのご意見であった。

■制度設計WGについて（エネ庁より）

・スイッチングに係わることだけではないが本日の制度設計WGにて基本方針を提示する。基本的には今まで議論されてきた内容についてもガイドラインを定めるべきではないかと報告する。

・以前から問題提起のあった事前営業についても本日の制度設計WGにて議論する。

■実量制選択の際の小売省令における説明義務

・実量制を採用するときには、事前に契約電力が確定しないことを含め、契約電力の決定方法をしっかりと説明することを省令の趣旨として求められていると考えており、そうあるべきだと考えていた。現在の省令案は既存のビジネススキームを前提に書かれているように思う。今後出てくるスキームによっては不整合が出てくる可能性もある。

→現在パブコメ中のため、パブコメでのご意見や今回のご意見等を踏まえ検討する。（エネ庁回答）

■平成28年3月運用開始時の負荷分散について

今回議題として予定していたが、確認中の事項があるため次回以降へ持越しとさせていただきます。

・1月2月の事前受付の量次第で、3月の運用開始時に申込が集中する可能性が想定される。その際システムが安定運用できる負荷になるかどうか懸念されている。想定以上の負荷がかかった場合の対処案を事務局より出すことを考えている。

○次回は7/9（木）10:00～ 神保町ビルにて開催予定。

以上